平成３０年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成３０年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成３１年３月１４日（木）午前９時３０分から午後１２時

３　**開 催 場 所**　千葉市議会棟３階　第５委員会室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（専門分科会長）、石井茂隆委員、池田孝子委員、大木三雄委員、小野満佐子委員、木村秀二委員、木村章委員、今田進委員、玉山トミ子委員、中村伸枝委員、山本政好委員

【事務局】

【こども未来局】　山元こども未来局長、佐々木こども未来部長

【こども未来部こども企画課】　内山課長、安西補佐

【こども未来部健全育成課】　鎌野課長

【こども未来部こども家庭支援課】　宮葉課長

【こども未来部幼保支援課】　鈴木課長、枡見幼児教育・保育政策担当課長

【こども未来部幼保運営課】　松永課長、千葉保育所指導担当課長

【こども未来部児童相談所】　山口所長、三枝相談・虐待対策担当課長

【教育委員会生涯学習部生涯学習振興課】　三橋管理主事

５　**報告事項**

（１）「（次期）千葉市こどもプラン」の策定について

（２）「千葉市放課後子どもプラン」について

（３）平成３１年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

（４）平成３０年度設置認可部会の開催状況について

（５）平成３０年度処遇検討部会の開催状況について

６　議事の概要

報告事項

（１）「（次期）千葉市こどもプランの策定」について

事務局から、「（次期）千葉市こどもプランの策定」について報告があり、了承された。

（２）「千葉市放課後子どもプラン」について

事務局から、「千葉市放課後子どもプラン」について報告があり、了承された。

（３）平成３１年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

事務局から、平成３１年度こども未来局　主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

（４）平成３０年度設置認可部会の開催状況について

事務局から、平成３０年度設置認可部会の開催状況について報告があり、了承された。

（５）平成３０年度処遇検討部会の開催状況について

事務局から、平成３０年度処遇検討部会の開催状況について報告があり、了承された。

７　会議の経過

安西補佐：　おはようございます。予定の時刻となりましたので、ただいまから平成30年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の安西でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。資料は事前に各委員の皆様に送付させていただいておりますが、机上に資料一式を配付させていただいております。配付資料は、次第、委員名簿、座席表、千葉市こどもプラン、また、資料１「「（次期）千葉市こどもプラン」の策定について」、資料２－１「千葉市放課後子どもプラン（案）」、資料２－２「千葉市放課後子どもプラン（案）の概要」、資料３「平成31年度こども未来局主な新規・拡充施策について」、資料４「平成30年度設置認可部会の開催状況について」、資料５「平成30年度処遇検討部会の開催状況について」でございます。不足はございませんでしょうか。なお、座席表、資料４につきましては、事前に送付させていただいた資料から修正がございましたので、机上に配付させていただいている資料をご覧ください。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退出いただく場合がございますので、御注意願います。

また、本日は過半数の委員の方に御出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、まず初めにこども未来局長の山元より御挨拶を申し上げます。

山元局長：　改めまして、おはようございます。こども未来局長の山元でございます。

本日は大変お忙しいところ、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。また、日ごろから本市の児童福祉のため、子どもたちの幸せのためにさまざまな形で御尽力いただいておりますことに、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、今、子どもあるいは若者に対する課題というのは非常に山積しております。保育所落ちたという言葉が話題になっておりますけれども、保育所の待機児童の問題、昨年、千葉市でも大分減らしまして８人になったところでございまして、この４月についても恐らく同じぐらいの数字か、できれば下回るような形で、今、調整をしているところでございます。

それから、学童の関係、子どもルームの関係でございますけれども、こちらも昨年、過去最高の630人を超える待機児童というのが発生いたしまして、これは何とかしなくてはいけないということでいろんな整備をしたり、委託をしたりということで取り組んでまいりまして、何とか去年の数字よりは大分減らせるかなというような状況に今なっております。

それから、子どもの貧困の関係につきましては、まず、生まれながらにしての格差があってはいけないということで、何とか取り組もうということで、後ほど御説明させていただきますけれども、新たな施策にも取り組んでいるところでございます。

そして、今、大きな話題になっているのが児童虐待の関係であります。目黒区、あるいは今年は野田市でも本当に痛ましい事件がありました。こういったことを私どもも他人事としてではなくて、まさに自分のこととして捉え、１つ１つ、１人１人、丁寧に対応していこうということで、今、取り組んでいるところでございますし、次年度につきましてもマンパワーを強化したり、

あるいは組織を若干変えたりと、また設備を変えたりというようなことで取り組んでいるところでございます。千葉市におきましてはそういった子どもが一人も出ないようにということで職員一同頑張っておりますので、皆様方の御理解、御協力をいただければありがたいなと思っているところでございます。

本日につきましては、千葉市のこどもプランの策定、そして放課後子どもプラン、そして次年度の新たな新規・拡充事業などにつきまして御説明をさせていただく予定としております。いずれも本市にとりまして非常に重要な案件でございますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければありがたいと思っております。

最後、結びになりますけれども、皆様方におかれましては、児童福祉のための御協力をぜひとも引き続きお願いしたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

安西補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

報告事項（１）「（次期）千葉市こどもプラン」の策定について

中澤会長：　おはようございます。年度末のお忙しいときに御参加いただきましてありがとうございます。今日は、次期のこどもプランということで、また、これからの千葉市の子どものために何ができるのか、どうすべきなのか、そういう重要なことを検討することになったと思います。また、今まで一生懸命、幼児、乳児の待機の解消に努めてまいりましたけれども、その年齢の子どもたちがだんだん大きくなりますと今度は学童ということで、そういうところの子どもたちをどうするかという問題、今、局長からもお話がありましたけれども、そちらのほうで待機が出てきているというところで、またその検討についても今日御報告いただけると思いますので、そういうことも含めて次の千葉の子どもたちのための施策をどういうふうに考えるか、忌憚のない御意見を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、報告事項（１）「（次期）千葉市こどもプ

ラン」の策定についてに入りたいと思います。事務局から説明をいただきたいと思います。お願いいたします。

内山課長：　こども企画課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項（１）「（次期）千葉市こどもプラン」の策定について御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

資料１をお願いいたします。初めに、（１）の子育て支援等に関する計画策定の実績でございますけれども、千葉市では、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成17年度からの千葉市次世代育成支援行動計画・前期計画を策定し、また、平成22年度から当後期計画を策定しております。さらに、平成24年に子ども・子育て支援法が制定され、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことに伴いまして、現行の千葉市こどもプランを策定したところでございます。

現行の千葉市こどもプランは、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念といたしまして、全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援等を総合的に推進するための計画といたしまして、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画、こどもの参画推進計画、これら４つの計画を一体的に策定いたしまして、各種施策を展開、推進しているところでございます。現行のこどもプランの計画期間は平成27年度から平成31年度となってございます。来年度、平成32年度からを計画期間とした次期こどもプランを策定する必要がございます。

そこで次に、（２）の計画期間でございますが、平成32年度から平成36年度と、次期の計画におきましても、現行のプランと同様に５年間を計画期間としたいと考えております。

最後に、（３）の今後のスケジュールでございますが、記載してあります時期を目安として策定してまいる予定でおりますが、今後の計画の方向性ですとか、施策体系、各施策における取り組み内容など、委員の皆様から御意見を頂戴しながら計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、次期プランも現行プランと同様に４つの計画を一体的に策定する場合、当分科会のほか、青少年問題協議会、子ども・子育て会議からも御意見

をいただきながら進めていくこととなります。

裏面は、現行のこどもプランの趣旨、位置づけを記載してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

何か御質問などございますでしょうか。流れ的には、今年度に最終評価をして、それを踏まえながら次のプランを並行的に立てていく、そういう形でしょうか。どうぞ。

内山課長：　今、会長におっしゃっていただいたとおり、現行プランの計画期間中でございますので、そちらの評価をしながら、また、その評価を反映した形で新しいプランを策定していければと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。御質問などよろしいでしょうか。あるいは、ぜひ現時点で次のプランにこんなことを盛り込んでいただきたいというのがもしありましたら伺いたいんですが。よろしいでしょうか。

では、今年の評価をまたお聞きする機会があるかと思いますので、それを踏まえながら次のプランを皆さんと一緒に考えていきたいと思いますけれども、本件につきましてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項（２）「千葉市放課後子どもプラン」について

中澤会長：　それでは次、報告事項（２）の「千葉市放課後子どもプラン」について、事務局から説明をお願いいたします。

三橋管理主事：生涯学習振興課です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料を御確認いただきたいんですが、冊子になっているものと、そして概要版、Ａ３の資料があるかと思います。詳しくは冊子のほうをお読みいただきたいんですが、本日は、長くなってしまいますので概要版を使って説明をさせていただきます。

まず、千葉市放課後子どもプランですが、背景と趣旨は、社会的な現状、そして背景、少子化、そして核家族化、また女性の就労の増加等、今、家族の形態が大きく変わってきております。また、地域のつながりの希薄化、子どもの遊び場の減少、地域や家庭の教育力の低下も問題になっております。

さらに、子どもを狙った凶悪な犯罪等も起こっており、放課後の安全・安心な居場所が強く求められてきております。

国では、放課後子ども総合プラン、平成26年度に出しましたが、平成30年度には新・放課後子ども総合プランを策定いたしまして、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施するようにとなっております。また、共働き家庭が多いので、小１の壁といわれる待機児童の問題にも触れております。

千葉市では、千葉市こどもプランの中で放課後の施策を展開しております。こうしたものを受けまして、今回、千葉市放課後子どもプランを策定するに至っております。

計画の期間ですが、５年間、2019年度から2023年度までの計画となっております。また、中間年である2021年度には計画の見直しを図る予定です。

対象となりますのは、市内に在住または在学をしている小学生を対象としております。

続きまして、第２章ですが、放課後に関する現状と課題になります。大きく４点ございます。まず、放課後子ども教室ですが、こちらは現在千葉市内の小学校全校で実施しております。放課後に希望するお子様を集めまして、コーディネーター役として地域の方々やＰＴＡなどの保護者の方の協力を得まして、学習ですとか遊びですとか面倒を見ていただいている事業です。現在、先ほどから申しておりますが、働く親御さんが増えた関係でこのコーディネーター役を担っていただく方が非常に減っております。それによってプログラム内容がマンネリ化したりとか、活動日数も減少傾向にあるなどの課題がございます。

もう１つ、それを受けまして活動支援型モデル事業というのを現在行っております。こちらは学校によって非常に放課後子ども教室が低調なところですとか、また反対にもっとよりよい放課後子ども教室を実施したいという意欲的な学校を対象に、総合コーディネーターを市から派遣しまして、直接支援を差し伸べております。これによって回数やプログラム内容がよりよくなっております。

続きまして、子どもルームです。余裕教室を活用することで整備費用の抑制を図り、拡大に努めてまいりましたが、利用児童数が非常に増加しており

まして、待機児童が、先ほどもお話がありましたが多く出ております。そして、学校規模、人数の多いところほど部屋も少なく、また利用希望者が多いということで、なかなか受け入れることができない状況がございます。

次に、放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業について御説明いたします。こちらは放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営している事業です。平成29年度に稲浜小学校１校にて実施しております。大きく分けますと、昼間の部と夜の部と２部構成になっています。昼間の部では、放課後子ども教室のようにさまざまな遊びや学習などのプログラムを重視しております。そして、夜の部では、今までの子どもルーム同様に、生活の場としてゆったり過ごしていただくような流れとしております。

４番目、放課後の居場所の提供。このほかにもこどもカフェですとか子ども交流館、プレーパーク等です。さまざまな場所で放課後の児童の受け入れも行っているということです。

裏面に進ませていただきます。第３章の千葉市の放課後施策の基本理念ですが、大きく４点掲げさせていただきました。①希望する全ての児童を対象に学びのきっかけを提供します。②希望する全ての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供します。③放課後の学校施設の利用を推進します。④納得感のある保護者費用負担により、財政的に安定した運営を実現します。この４点となります。

続いて、第４章の今後の放課後施策の方向性ですが、まず、全体の方向性としまして、現在も続いている放課後子ども教室は引き続き実施してまいります。そして、一体型を中心とした放課後の居場所の整備も計画的に進めてまいります。ですが、一体型の導入が難しい学校、こちらは先ほどの子どもルームでもお話をいたしましたが、児童数の多い学校ほど余裕教室が不足しております。ですので、一体型を導入するに当たりましても活動スペースの問題がありまして、実施することが現状では難しいということになっております。そこを改善するために学校施設の有効活用を検討してまいります。また、子どもルームは、補助制度の拡充により民間事業者の参入促進、施設整備、委託先の多様化等に取り組んでまいります。

続きまして、学校施設の活用に関する方策ですが、先ほども申しましたが一体型導入、主に大規模校になるかと思いますが、校庭や特別教室を含め、

学校の施設を放課後に積極的に活用する方針のもと進めてまいりたいと考えております。また、校庭に関しては全校で放課後の自由開放を推進してまいります。そのほかにも公民館等の学校外施設の活用についても検討してまいります。

続きまして、第５章の各施策の事業展開のお話ですが、こちら１点目、放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業についてです。目標事業量は、2019年度は６校、2020年度には12校、プラス６校という意味です。2021年度には18校、2022年度以降はさらなる拡充ということで、中間見直しとともに数を増やしてまいります。

２番、放課後子ども教室についてです。2019年度は21日、児童登録率は14.6％、2020年度には22日、15.9％、飛びまして2023年度、25日、20％を目指してまいります。

３番、子どもルームについてです。補助制度拡充による民間事業者の参入を促進してまいります。目標事業量は、施設数・人数におきましては、2020年４月には４カ所、160人拡充を、施設整備に関しましては、2021年４月には４カ所、380人拡充、委託先の多様化の推進につきましては、社会福祉協議会以外への委託、一体型事業への移行、指導員充当による受入枠拡大などを考えております。

４番目、その他の施策ですが、どこでもこどもカフェ、子ども交流館、プレーパーク等々、さまざまな施設を使いまして放課後の児童の受け入れを推進してまいります。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いします。

中澤会長：　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見などございますでしょうか。

幾つかの制度というか施策が並行して動いていますので、ちょっと分けにくいところがあるかもしれませんけれども、教育委員会がやるものと未来局がやるものと、それを一体化させるものと。はい、お願いします。

山本委員：　山本と申します。勉強不足で大変申し訳ないんですが、今、会長がお話ししかけたことにしろ、放課後子ども教室と子どもルームの決定的な違いと、先程、夜と昼というようなお話もあったんですけど、その辺のことを簡単に教えていただければありがたいなと思ったのと、あと、総合コーディネータ

ーというのは、どういう方がなられて、どれぐらいの学校に派遣されているのか、その辺をちょっと教えていただければ。

中澤会長：　ありがとうございます。では、よろしくお願いします。

三橋管理主事：　放課後子ども教室と子どもルームの違いですが、放課後子ども教室は就労家庭のお子さんを預かることではなく、希望するお子さんを預かっております。逆に言いますと、子どもルームは就労家庭のお子さんを預かっております。

内容は、放課後子ども教室は活動プログラムが中心で、昔遊びですとか本の読み聞かせですとか、またスポーツなども含めまして、そういった活動を行っております。小学校１年から６年生までを対象としております。

担っていただいておりますのは、先ほど申しましたがボランティアの地域の方々、保護者の方々になっております。子どもルームは就労家庭のお子さんをお預かりするということで、学童保育ということで専門のスタッフが面倒を見ております。

時間等については、昼の部、放課後子ども教室は午後５時までが昼の部となっております。そして、夜の部は午後５時から７時までのお預かりとなっております。子どもルームにつきましては、放課後からスタートしまして、昼夜の２部構成ではなく夜７時までの預かりとなっております。また、費用に関しても、放課後子ども教室は、原則活動費は無料です。保険代のみ400円徴収しております。ただ、活動内容に即して実費等がかかる場合は数百円程度徴収する場合もございますが、原則無料です。子どもルームは7,400円、また、おやつ代等も出ておりますので、別途2,000円ですね。

それから、総合コーディネーターですが、現在はＮＰＯアフタースクールという法人に委託しております。現在４名で、17校の小学校に支援にかかっておるところです。

以上でよろしいでしょうか。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

山本委員：　済みません、何か、理念から先ほど説明を聞いていて、働く家庭、核家族が増えている、女性の就業進出が増えていて、今、放課後子ども教室のほうですか、ボランティアあるいは保護者で対応していて担い手が少ない。そうするとどっちを優先させるか。働くということによってボランティアだった

り、面倒を見る役回りができないというところがあるので、簡単にはできないと思うんですけど、もっと国や市や県は予算取りをして、この総合コーディネーターという方なり、あるいは見守りをしてくれる保護者を増やしていく、そうすれば保護者に負担がかからないのかな。やっぱり少子高齢化なので、就労をして経済活動を回していくというのも非常に重要なことであると思いますので、そんなことを今後御検討いただければ非常にありがたいのかなというふうに感じました。

あと、もう１つ教えてもらいたいのが、第５章で先程おっしゃった子ども教室のこの21日とか22日という活動日数は、これは年間の日数ということですか。わかりました。ありがとうございます。

中澤会長：　１つ前の御要望につきましてはいかがでしょうか。

三橋管理主事：　御意見ありがとうございます。放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業という事業については、希望をされる全てのお子さんをお預かりいたします。ですので、働いている方も安全・安心にお子さんを預けることができる事業となっております。定員は設けてございません。失礼いたしました、昼の部に限りますが、定員を設けずに、全てのお子さんをお預かりすることにしております。ですので、今後、一体型のモデル事業をさらに拡充してまいろうと考えている次第です。

中澤会長：　ありがとうございます。千葉市はこういう形で力を入れていきたいということですので。

はい、お願いします。

木村（秀）委員：　木村でございます。山本委員さんと同じことを申し上げる結果になるかもしれませんけども、率直に放課後対策をお伺いしていますと、いわゆる親の就労ということになるか、社会の構造が変わっているのに、まだ子どもたちをどう育てるかの視点が変わっていないなというふうなことを少し感じます。というのは、何を言いたいかというと、教育委員会は義務教育のところを頑張るんでしょうけど、子どもの放課後のところももう少し責任を持っていったほうがいいのではないかなと感じます。というのは、今までのどの施設もそうかもしれませんけども、社会福祉協議会が担うということは、施策的には仕方なく社会福祉協議会がそこを担うんだけど、根本的には本来教育委員会が全責任を持ってきちんと放課後児童対策ということをやっていか

ないと、民間に移行していくとか、今日のこの計画を推進していってどこかでほころびが出るのではないかなと、少し不安感があるというのが今日お聞きして思いました。ですから、もう少し教育委員会のほうの責任というか、いろんな面での関与というのが必要なのではないかなというのが率直な意見です。以上です。

中澤会長：　ありがとうございました。

いかがでしょう。こども未来局のほうということでどなたか。

山元局長：　こども未来局で答えるかどうかという感じがしますが、簡単に言いますと放課後子ども教室というのは、いわゆる学びの場、ボランティアさんが入っていただいたりして、子どもたちにいろんなことを教えてあげるという学びの場であります。

一方で、子どもルームというのはいわゆるお子さんが１人でいられないということで預かるというか、いわゆる生活の場なんですよね。それがどっちかというと、なかなか放課後子ども教室はボランティアの方ということもあって進んでいないということがありました。

一方で、子どもルームは、かなり待機児童が出ているということがありました。そういった中で２つをミックスした形で新たに放課後子ども教室と子どもルーム、一部試行的に１校やっていましたけれども、学びつつ、しかも子どもをしっかり預かれるというような体制を今後拡大していこうということであります。なかなか、学校のスペースもありますので、一気にというわけにはいきませんけれども、徐々にその学校の数についても増やしていこうということで進めているところであります。

以上でございます。

中澤会長：　よろしいでしょうか。これを見ますと、一体型のほうは教育委員会のほうの事業という形で書いてあります。そういう意味では、教育のほうのかかわりというのも一定きちんとしていただけるものだと思いますし、千葉市の場合はこども未来局と教育委員会というのは、ある意味でちょっと突き出ているというかなかなか一緒に、同じような子どもに対応しながらもちょっとずれるというところもあるようですので、ちょっとそこら辺、この一体型というのはその両方の側面が合わさった新しい事業ということですので、ここに新しい芽があるのかなというふうに私は思っています。ぜひ教育委員会との

連携をしっかり進めていただければなというのが、私の個人的な意見でもございます。よろしくお願いいたします。

ほかに先生方、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

あと１つだけお伺いしたいんですけれども、今まで大体社協で子どもルームとかはやっていただいているんだと思いますけれども、この民間事業者が入ってくるということですが、何かこういう条件がありますとか、そういうことはあるんでしょうか。この民間事業者に関しては。

鎌野課長：　健全育成課でございます。今まで社協にほぼ全部委託しておりました子どもルームの事業、今年度４つのルーム、そして次年度から９校の11ルームに委託替えをするという形になっております。もともと放課後児童健全育成事業に関しましては条例等で定められている内容等がございます。年間何日間開設するかとか、子どもの児童の人数に対して職員の配置が何人だとか、あとは保育スペースについてとか、いろいろ決まっておりますので、それについては社協に委託している仕様書とほぼ同じ内容の仕様で、新しい別の事業所に委託しているところでございます。内容はほとんど変わらない。ただ、民間事業者はいろいろ工夫をされていて、社協ではやっていないような取り組みもしてくださるようなことも聞いておりますので、そこに期待するところでございます。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。何かございますでしょうか。よろしいですか。お願いします。

今田委員：　この４番の放課後の居場所の提供、これはもう実際に既にある程度やられて実績があるんでしょうか。これが、多くの子どもたちがその存在を知っているのかどうか、それが各学校とかでどれぐらい広報されているか、有効に利用されているのかというのはいかがでしょうか。

中澤会長：　お願いいたします。

内山課長：　こども企画課でございます。こども未来局のものにつきましては、こどもカフェは、現在、今年度までモデル事業ということで２カ所でしかやっていなかったんですが、来年度からは全市に展開するということで、新たな仕組みで、この資料の一番最後の５章の４のところに書いてあるんですが、どこでもこどもカフェということで、今度、全市展開を図ろうとしているもので

ございます。

あと、子ども交流館とプレーパークにつきましては、新しく何かという、交流館につきましてはないんですが、交流館も１カ所しかありませんので、なかなか周辺のところの子どもしか行けないというようなこともありますので、アウトリーチといいますか、交流館のほうから地域のほうに出向いて事業を行うような取り組みを始めております。

また、プレーパークにつきましても、プレーリーダーということで、子どもを見守る大人なんですけれども、子どもがやりたいように、なるべく子どもの自主性を尊重するような形で市内の公園のほうで、これも回数が毎日というわけではないんですが、実施をさせていただいております。これも拡充していきたいとは思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

三橋管理主事：続きまして、公民館、図書館、生涯学習センター、南部青少年センターについてですが、こちらは子ども向けの事業を開催しております。チラシ等は近隣の学校にまかせていただいており、募集を広く呼びかけております。今後も継続してまいります。

中澤会長：　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、流れ的には少しずつ一体型モデルを拡充していくという形で、今までの小さい子どもたちだけではなく、児童の放課後の待機を減らしながら、彼らの、単に預かるだけではなくて、その中で教育的ないろんな活動をしながら進めていきたいという、そういう方向だと思いますので、教育委員会、こども未来局、一体となって進めていただければと思っております。

では、これでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項（３）平成３１年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

中澤会長：　それでは次に、報告事項（３）の平成31年度こども未来局　主な新規・拡充施策について、事務局から説明をいただきたいと思います。

佐々木部長：　こども未来部でございます。それでは、平成31年度こども未来局の主な新規・拡充施策ついて、資料３により御説明をさせていただきます。恐れ入ります。座って説明をさせていただきます。

１番目のこどもプラン策定でございます。予算額は430万円でございます。全ての子どもと子育て家庭への支援などを体系的・総合的に推進するため、平成32年度から５カ年を計画期間として策定をいたします。

２番目のこどもの参画推進でございます。予算額は388万円でございます。こどもの参画推進につきましては、子どもの社会の一員としての自覚と自立を促し、こどもの参画によるまちづくりを実現するため、各種事業を行うとともに、本市の取り組みを広く発信をいたします。こどもの居場所づくりにつきましては、地域交流の拠点となっている公民館などを活用し、市民ボランティアが中心となり開催をする「どこでもこどもカフェ」の運営を支援いたします。

３番目の子どもルーム･整備運営でございます。予算額は29億5,803万8,000円でございます。就労などにより昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童解消に向け、施設整備を２カ所、施設改善を４カ所、施設整備に係る実施設計を４カ所行います。

一番下の放課後児童健全育成事業補助でございます。予算額は１億744万5,000円でございます。民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業の安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営事業及び開所準備に要する費用の一部を助成するもので、運営補助を９事業者に、開所経費補助を４事業者に行います。

２ページをお願いいたします。１番目の学校外教育バウチャーでございます。バウチャーは一般的に目的を限定して個人に支給する補助金のことをいいますけれども、子どもの貧困対策として市内のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学５年、６年生の児童に対して、学校外教育バウチャー券を提供し、学習塾やスポーツ、文化活動などの習い事に必要な費用を助成いたします。

２番目の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金でございます。予算額は1,060万5,000円でございます。平成31年10月から消費税率が引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して臨時特別の措置として給付金を支給いたします。

３番目の子どもの貧困対策総合コーディネート（子どもナビゲーター）でございます。予算額は1,386万4,000円でございます。複合的な課題を抱える

生活困窮家庭などの子どもの生活習慣や生活環境の改善、学習や進学相談などの支援、関係機関との連携など、包括的な支援を行う子どもナビゲーターについて、稲毛区に加えて中央区に配置をいたします。

４番目の母子家庭等就業促進給付金でございます。予算額は5,783万5,000円でございます。ひとり親家庭の父母の就業をより効果的に促進するため、就業に役立つ教育訓練講座を受講した場合などに支給する給付金について支給額の増額などを行います。

３ページをお願いいたします。１番目の児童相談所管理運営でございます。予算額は２億5,492万3,000円でございます。児童に関するさまざまな問題について、家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。一時保護児童の口腔の健康保持及び自己管理意識向上のため、月１回、歯科健診及び口腔衛生指導を行うとともに、一時保護児童数の増加などへ対応するため、居室を増設する改修を行います。

２番目の公立保育所への保育業務支援システムの導入でございます。予算額は1,000万円でございます。公立保育所の業務を効率化し、保育現場の事務負担の軽減及び保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便性の向上を図るため、保育業務支援システムを導入いたします。

３番目の公立保育所ＡＥＤ設置でございます。予算額は535万5,000円でございます。公立保育所における乳幼児などの死亡事故のリスクを軽減するため、ＡＥＤを設置いたします。

４番目の病児・病後児保育でございます。予算額は１億5,502万1,000円でございます。病気回復期にあるため保育所に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、実施施設を１カ所増設いたします。

一番下の男性保育士の活躍推進でございます。予算額は3,060万円でございます。公立保育所における労働環境の改善を図るため、更衣室兼休憩スペース及びトイレの男女分離化を行います。

４ページをお願いいたします。１番目の民間保育園等整備でございます。予算額は10億6,500万円でございます。待機児童解消に向け、幼稚園の認定こども園移行支援や、民間保育園の整備などにかかる費用を助成するもので、合計33カ所、1,053人分を整備いたします。

２番目の幼稚園型一時預かりでございます。予算額は9,826万7,000円でございます。保育が必要な児童の受け入れを促進するため、幼稚園で実施する一時預かりの助成対象を２歳児に拡大をいたします。

５ページをお願いいたします。１番目の幼児教育・保育無償化でございます。予算額は18億4,704万6,000円でございます。幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳の全ての子どもたちの利用料を無償化するものでございます。また、０歳から２歳の子どもは市民税非課税世帯の方を対象に無償化をいたします。

一番下の麻しん抗体検査費等助成でございます。予算額は309万3,000円でございます。０歳児への麻しんの罹患を防止するため、民間保育施設等に対して、当該施設に勤務する職員の抗体検査及びワクチン接種の費用を助成いたします。

６ページをお願いいたします。２番目の保育の質の確保でございます。予算額は１億713万9,000円でございます。保育施設の増加に対応するため、巡回指導員を増員するとともに、ＩＣＴ化及び事故防止のための備品購入費用に対する助成の新設により、保育の質の確保と向上を図ります。また、市内の保育士養成３短大と連携し、各種研修を実施いたします。

３番目の多様な保育需要への対応でございます。予算額は２億4,820万3,000円でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、さまざまな保育メニューを提供いたします。一時預かりについて、民間の実施箇所数を3カ所、公立の実施箇所数を１カ所拡充いたします。

最後に、医療的ケアでございます。予算額は1,563万6,000円でございます。医療的ケアが必要な児童の民間保育園等への受け入れ体制を整備するため、看護師配置にかかる経費を助成いたします。

平成31年度こども未来局の主な新規・拡充施策の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。何か御質問などございますでしょうか。

木村（秀）委員：　私、保育団体の代表でここに参加させていただいておりますけれども、保育にかかわる予算につきましては、どうしても子どもたちが増えますので年々増えていくというのは仕方ないことなんですが、１点だけ気がついた点といいますか、公立保育所の保育士の保育環境の整備というのは、これはも

う必要でして、どんどんやるべきだと思いますし、また、老朽化とか、公立の保育を充実させるという目的はとてもいいことだと思いますし、ぜひ進めていってもらいたいんですが、当然、公立の保育環境と民間の保育環境は常に同じであるように配慮をしていただきたいというのがこの予算を聞いて思うところでございます。民間保育園にも男性保育士はいますし、また、給食にしても保育内容にしても、民間の保育園も公立の保育園も、千葉市内にいる子どもたちは全部、認可保育園に行く場合は公立でも民間でも保育環境は同じであるということを市として進めていっていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。何か。はい、お願いします。

佐々木部長：　ただいまの御意見でございますが、公立、民間、これはどちらも車の両輪となって我々は取り組むべきということでございますので、公立の環境の改善もそうです、そして民間保育園も、これももちろんでございますので、あわせてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。お願いいたします。

大木委員：　済みません。少し確認だけさせてください。３ページの上段の児童相談所の管理運営ですけれども、一時保護児童数、これは現在の平均的な利用人数ってどのくらいかというのと、今回、定員を５人増やすということによって、どのぐらい改善がされるのか、教えていただきたいと思います。

中澤会長：　お願いします。

山口所長：　児童相談所でございます。年度の平均になるんですけれども、１日当たりの平均保護人員は何人ぐらいいるかといったところですと、平均いたしますと、昨年、29年度は32.4人、今年度、12月末現在の状況になりますけれども、１日当たり大体30.6人といったような状況がございます。ただ、あくまでも平均になりますので、やはりそのときの状況によって変動はあるといった状況です。来年度の一時保護所の改修に伴うものでということなんですけれども、今回は、乳幼児の、幼児の居室を分けるという改修を行っております。その定員の５名増だけではなくて、この幼児の今の５名定員を10人にするといった形で整備を行っているんですけれども、幼児については、学齢以降の

お子さんと違って、一日の生活リズムも違ったりですとか、大きな物音に敏感に反応するだとか、いろんなことがございますので、そういった意味で幼児の処遇改善には今回分離という形で効果があるものと考えております。

以上です。

大木委員：　ありがとうございました。

中澤会長：　ありがとうございました。お願いいたします。

今田委員：　国のほうでは、幼児教育無償化ということを盛んに声を大きくして言っているようでありますが、現場のほうとしては、それよりもとにかく待機児童をなくして、皆が利用できるようにすることのほうが優先ではないかと思われます。市としては非常に頑張っているように思われて、非常に頼もしいんでありますが、ぜひとも今後もゼロを目指して努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

中澤会長：　いかがでしょうか。

山元局長：　無償化にしましても国の制度ですので、それにのっとって我々は着々と進めていくということなんですけれども、待機児童につきましてはとにかく解消に努めようということで、施設整備も順次進めておりますので、おっしゃるとおり進めていきたいと考えております。

中澤会長：　あと、いかがでしょうか、予算につきまして。質問などありますか。

大規模ないろいろな事業が進むようですけれども、ぜひ、しっかりと進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

報告事項（４）平成３０年度設置認可部会の開催状況について

中澤会長：　それでは次に、報告事項（４）の平成30年度設置認可部会の開催状況について、事務局から説明をお願いいたします。

内山課長：　こども企画課でございます。座って説明させていただきます。

資料４をお願いいたします。当児童福祉専門分科会の部会で、保育所等の整備を行う事業者の運営や管理、施設などの適格性を審査しております設置認可部会の平成30年度の開催状況につきまして御報告をさせていただきます。

平成30年度は計８回開催いたしまして、41件の審査を行いました。結果としては全て適格となってございます。なお、このうち４ページの平成31年１月に開催いたしました第８回の議題の（１）稲毛東４丁目国有地に保育所の整備を行う事業者の選定審査については、１事業者を選定するところ、応募があった２事業者について審議をいたしまして、両事業者を適格とした上で点数の高かった１事業者を選定したところであります。

５ページをお願いします。２の総整備量でございますが、平成31年４月１日付けの２号及び３号認定の認可定員数は1,266人の増となる見込みとなってございます。また、平成31年５月以降に開園予定の施設では69人増の見込みとなっております。

設置認可部会の開催状況につきましては以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。何か御質問などございますでしょうか。お願いいたします。

今田委員：　保育園の整備、非常に大変だと思うんですけれども、人数も大事なんですが、質の確保ということですね。特に、認可外なんかでは市の監督がどこまで行き届いているか、預けられている子どもの健康、衛生面に関して、かなり不安な園もあるように聞いておりますので、その辺の監督をきちんとしていただくことも配慮していただきたいと思います。

中澤会長：　ありがとうございます。

松永課長：　幼保運営課でございます。認可外保育所の指導監督につきましては、公立保育所のＯＢの方を嘱託の巡回指導員といたしまして配置しておりまして、年１回以上は必ず立ち入って検査をするようにしております。引き続き来年も、増員等を予定しておりますので、充実に努めてまいります。

以上でございます。

今田委員：　感染症に対する対策とか、その辺の知識とかが一つ不足しているところもあるように聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長：　では、そちらのほうはよろしくお願いいたします。

どうぞ。

木村（秀）委員：　今田委員さんの御意見に同じでございますけれども、ただ、今の世の中のニュースといいますか、例えば、ガイアの夜明けという番組でやっていた宮城県名取市のいわゆる株式会社の認可をされたところでありますとか、

東京都のニチイ学館の認可保育園ですけれども、職員が大量にやめて保護者からそういう問い合わせがあってどうだというのもニュースで出ています。つまり、どういうことかといいますと、千葉市の場合、この設置認可部会の認可がどうしても、社会福祉法人の認可もありますけれども、株式会社に偏っているのではないかというのが私の率直な意見でありまして、株式会社をなぜだめかといいますと、全部が全部だめというのではないですよ、いい運営をされているところもありますけれども、例えばそのガイアの夜明けの中でも言われているのは、株式会社の総体の総経費の中の人件費支出というのは49.3%、つまり50%ぐらい。ところが、社会福祉法人の人件費の比率というのは69.6%、つまり70%ぐらいちゃんとお給料を払っている。つまり、どういうことかといいますと、お給料をたくさん払っているということは当然保育の質が社会福祉法人の運営のほうが確実であるというふうに言えるのではないかと思うんですね。そういったところをきちんと、認可をした後が大切で、どういう適正な運営をしているのかとか、きちんとお給料を払っていれば職員も定着しますし、一番わかりやすいのは大量にどっとやめてしまうというのは、絶対どこかに原因があるんですね。そういったところのチェックとか、つまり、保育の質の維持向上と職員の処遇の向上というのは、これは表裏一体で、処遇をきちんとしていけば必ず定着をしますから、いい保育が保障されるということになると思うので、その辺もしっかりしていかなければいけないという点と、もう１点は、やっぱり研修体制の確立と、あわせて処遇改善も重なりますけれども、どうか、千葉市さんのほうでしっかりとやっていってもらいたいという点です。とにかく他市さんと比べて株式会社認可が多過ぎるというふうに個人的には思っておりますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

中澤会長：　ありがとうございます。そのあたりはどうでしょう。

山元局長：　いろいろ教えていただきまして、確かに今まさに待機児童が大きな問題となっている中で、どちらかというと質より量に視点が行っているのではないかというようなお声もいただいているところであります。そういった中でとにかく待機児童解消のためにという中で株式会社の方から多く手が挙がっている中で結果として株式会社が多くなっているということがあるのかなと思ってはおります。ただ、先ほどお話もありましたけれども、その質の向上の

ためにということで処遇改善につきましても、我々は保育士の方に対する給与の引き上げに向けて工夫をさせていただいていることもありますし、また、その諸作業の負担軽減という意味でも、そういうもののＩＴ化についてもそうですし、事故が起きないようにということで、そういった原因についても助成させていただいているところでございます。ただ、これで十分かというと必ずしもそうではないと思っていますので、引き続きいろんな御意見をいただきながら、私どもも検討をしていきたいと考えています。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

あと、ほかに御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

報告事項（５）平成３０年度処遇検討部会の開催状況について

中澤会長：　それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項（５）の平成30年度処遇検討部会の開催状況について、事務局から説明をいただきたいと思います。お願いします。

宮葉課長：　こども家庭支援課でございます。児童の処遇に関する検討を行っております処遇検討部会の平成30年度の開催状況につきまして御報告させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

資料５をお願いいたします。まず、１番の開催日時等でございますけれども、第１回目は昨年の10月28日に開催いたしました。そして、第２回につきましては今月の３月31日に開催予定でございます。

２番の出席者、これは第１回につきましてですけれども、こちらにつきましては記載のとおりでございます。

３番の審議内容でございます。（１）議題につきましては、第１回は、諮問案件といたしまして里親認定の適否について、報告案件といたしまして被措置児童等虐待の報告について、審議案件といたしまして児童相談所一時保護所内防犯カメラの設置について、以上３件について御審議いただいております。

第２回の予定でございますが、諮問案件といたしまして里親認定の適否に

ついて、審議案件として死亡事例の検証について、こちらの２件を予定してございます。

（２）の内容・部会意見でございますが、第１回目につきまして、まず、諮問のあった養育里親５組、養子縁組里親４組については、審議した結果、全て適格と答申することを決定いただいております。

２つ目の案件につきましては、児童福祉法に定められた被措置児童と虐待について報告を受けまして、了承をいただいております。

３つ目、児童相談所一時保護所内防犯カメラの設置の是非について御審議いただきまして、こちらにつきましても了承をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。何か御質問などございますでしょうか。いかがでしょうか。

第２回はこれからということですよね。これはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

その他

中澤会長：　それでは続きまして、次第の３、その他ですけれども、事務局から連絡などございますでしょうか。

内山課長：　こども企画課でございます。私のほうから児童福祉専門分科会の平成31年度の開催予定につきまして御説明をさせていただきます。

平成31年度は今のところ、先ほど御説明いたしましたように次期千葉市こどもプランの検討などを議題といたしまして３回程度の開催を見込んでおります。回数などはあくまでも現時点の予定でございますので、今後変更する場合もございます。あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、委員の皆様には、今年度、千葉市こどもプランの平成29年度進捗状況など御審議をいただきまして、本市の児童福祉の推進に御尽力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

来年度も引き続き、専門的な知識に基づいた御意見を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは最後に、委員の方から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

お願いいたします。

山本委員：　今日は御審議ありがとうございました。私のほうからは、このプランに直接ではないんですけれども、お手元に配りました働き方改革の関連法の周知の関係で、これは企業向けに周知をしているんですが、労働者というか、普通の県民、国民の側からも御理解いただいて、これが浸透していくように、ぜひ皆様に御認識、それから周知のお手伝いといいますか御協力をいただければありがたいなという趣旨で、市の方にも多目にこれを持ってきております。千葉市の雇用推進課とか、そちらのほうにはもちろんお渡ししてあるんですけれども、その他の分野の方にもぜひ知っていただいて、いろいろなチャンネルから広めていただければありがたいなという趣旨でお持ちしました。

今日の審議に直接関係なくて大変恐縮なんですが、あわせて、教育委員会のキッズウィークという制度が文科省と厚労省で、要は、学校の休みを一定の期間ではなくて分散化をして、親子が一緒に時間を過ごせるようにという制度ですね。これが２年ぐらい前から始まっているはずなんですが、たまたま今回の働き方改革の改正法律の中に、この４月から、民間企業は年間５日、強制的に有給休暇をとらせなければならないとなっています。大企業はこんなことをやらなくても大体とれているんですが、中小零細企業の会社は、この５日をとるためにこれから大変な苦労をされるんですが、それの一環に、例えばキッズウィークみたいな、学校のほうで休みを分散化して、今までは夏休みはここだけど、少し飛んでこの辺に休みを入れるから、では、企業のほうでもそういう休暇の割り当てにしてもらいなさいと、ちょうどお願いできるいいタイミングなのかなというようなこともございまして、少しお知らせというか周知だけさせていただきました。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。いい制度ですね。何かほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、予定していた議事は以上で終了となります。皆様のおかげをも

ちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、これで事務局にお返ししたいと思います。

安西補佐：　それでは、以上をもちまして、平成30年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上